

水防法改正と緊急行動計画について

野洲川地域安全懇談会

◆ 平成27年9月関東・東北豪雨で鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生



「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）

○ 対策の基本方針

洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する

行政や住民、企業等の各主体が、水害リスクに関する十分な知識と心構えを共有し、避難や水防等の危機管理に関する具体的な事前の計画や体制等が備えられているとともに、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、浸水面積や浸水継続時間等の減少等を図り、避難等のソフト対策を活かすための施設による対応が準備されている社会を目指す

【進め方】 流域における水害リスクの評価 水害リスク情報を社会全体で共有 各主体が連携・協力して減災対策を実施

【具体的には】

- ソフト対策について、行政目線のものから住民目線のものへと転換し、真に実践的なソフト対策の展開を図る
- 「ソフト対策は必須の社会インフラ」との認識を高め、その計画的な整備・充実を図る
- 水防活動について、「河川整備と水防は治水の両輪」との意識の下、河川管理者等の協力・支援を強化する
- 従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための、「危機管理型ハード対策」を導入し、想定最大規模の洪水までを考慮した水害リスクの低減を図る河川整備へと転換を図る

水防災意識社会再構築ビジョン 平成27年12月

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

社会資本審議会（答申） 平成29年1月

- ◆ 平成28年8月、北海道、東北地方を襲った一連の台風により中小河川で氾濫被害が発生
- ◆ 要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生



「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）

対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

目標

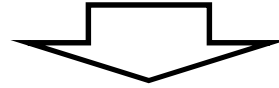
『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

水防法の改正 平成29年6月

「施設整備により洪水の発生を防止するもの」



「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換

ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務

① 逃げ遅れゼロの実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会制度の創設

水防法における大規模氾濫減災対策協議会

国管理河川：組織を義務づけ（第15条の9第1項）

都道府県大規模氾濫減災協議会の設置が可能
（第15条の10第1項）

必須構成員

都道府県・市町村

水防管理者

河川管理者

気象台

市町村長による水害リスク情報の
周知制度の創設

災害弱者の避難について
地域全体での支援

② 社会経済被害の最小化実現のための既存資源の最大活用

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 平成29年6月

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項を**実効性をもって着実に推進する**ため、33項目の緊急行動計画をとりまとめたもの

概ね5年（平成33年度）まで取り組むべき・・・

具体的な進め方

- ◆ 平成29年度～平成33年度までの工程
- ◆ 国管理河川、都道府県管理河川の進め方
- ◆ 取り組み内容に対する数値目標

主な取組

- ◆ 水防法に基づく協議会の設置
→ 国・都道府県管理河川の全ての対象河川を対象に地域の取組方針をとりまとめる。
- ◆ 水害対応タイムラインの作成促進
- ◆ 水害危険性の周知促進
- ◆ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
- ◆ 防災教育の促進
など 33項目

このうち12項目はこれまでの取組方針に記載されており、11項目を追加して、野洲川地域安全懇談会として今後取り組んでいく予定